

質問回答（豊予海峡ルートに係る官民連携手法検討調査業務委託）

番号	実施要領上で該当する項目	質問事項	回答
1	仕様書 3. 業務内容 (1) 前提条件の整理 ア) 前提条件の整理	「本業務において重要な前提条件となる事項について、発注者及び関係自治体による既往調査結果をもとに整理する。」と記載されているが、提案協議を作成する段階で参考にしたいので、調査結果を開示することはできるか。	技術提案書の作成にあたり、『「豊予海峡ルートに係る官民連携手法検討調査業務委託」仕様書』の「5.その他」に記載の既存資料について閲覧を行うことができます。事前に文書（様式11）を提出してください。
2	実施要領 2. 事業者選定の概要 (4) 主なスケジュール	「提案書等の提出期限 令和8年5月15日（金）（予定）」とあるが、郵送の場合は、消印有効ではなく必着ということでしょうか。	郵送の場合は、令和8年5月15日（金）必着です。
3	実施要領 4. 審査に係る手続等 (3) 提案書等 イ 提案書等の提出書類	様式6に添付すべき「契約書の写し等」には、コリンズ・テクリスにおける業務実績の登録書類の写しも含まれるか。	「契約書の写し等」とは、国又は地方公共団体と締結した事実を客観的に確認できる資料となります。
4	実施要領 4. 審査に係る手続等 (3) 提案書等 イ 提案書等の提出書類	提出書類に含まれている「仕様書（自由様式）」について「※仕様書は業務内容説明書に追記すること。」とあるが、実施要領とともに掲載している仕様書に関連するののか。	『「豊予海峡ルートに係る官民連携手法検討調査業務委託」仕様書』をもとに、提案内容を踏まえて追記してください。
5	実施要領 6. その他 (1) 失格事項	本計画に関して選定委員と接触した場合は失格としているが、選定委員の所属・氏名等の公表予定はあるか。	選定委員会は非公開のため、委員の所属・氏名等は公表しません。
6	実施要領 2. 事業者選定の概要 (3) 選定方式	「参加表明書等を提出したものが多数の場合、審査基準表のイ・ウ・エ・オの項目にて参加者を3者程度に選定する。」とあるが、参加表明書等の提出書類は「参加表明書」、「事業書概要」、「誓約書」のみであり、当該資料だけでは審査を行うことができないと考えるが、参加表明書等を提出した者が3者を越えた場合はどのように審査を行うのか。	参加表明が3者を越えた場合でも、提案書とともに提出いただく書類の審査を行います。
7	実施要領 4. 審査に係る手続等 (3) イ 提案書等の提出書類	「・見積書（自由様式）及び仕様書（自由様式）※仕様書は業務内容説明書に追記すること。」とあるが、仕様書（自由様式）とはどのようなものを想定しているか。	上記質問4の回答のとおりです。
8	実施要領 4. 審査に係る手続等 (3) イ 提案書等の提出書類	各提出書類の枚数はどのようなか。また、正本・副本の区別は必要か、もし必要な場合、副本に会社名を記載するなど、留意事項があるか。	実施体制（様式5-1）、担当者実績調書（様式5-2）、応募者の業務実績調書（様式6）及び契約書の写し等、提案書（様式7）、見積書及び仕様書を1セットに、計7部提出してください。正本・副本の区別は不要です。
9	実施要領 4. 審査に係る手続等 (6) 審査（プレゼンテーションとヒアリング）	会場に用意されたプロジェクターの入力端子をご教示ください。また、当該プロジェクターに接続できなかった場合は、審査委員のお手元の紙の提案書を元にプレゼンテーションを行えば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	プロジェクターはHDMI端子です。プロジェクターに接続できない場合は、委員に配布した提案書を元にプレゼンテーションを行ってください。
10	仕様書 5. その他 (1) 閲覧資料	「令和7年度 広推単道委第1号 豊後伊予連絡道路工法検討業務委託」及び「令和7年度 道橋単道委第1－8号 広域道路交通量算定等業務委託」は、提案書作成前に閲覧可能か。閲覧可能な場合、印刷や撮影は可能か。	上記質問1の回答のとおりです。

質問回答（豊予海峡ルートに係る官民連携手法検討調査業務委託）

11	実施要領 4. 審査に係る手続等 (2)参加表明書等	押印の記載が実施要領や様式にありませんが、社印の押印は不要という理解で良いでしょうか。	押印は不要ですが、担当者の所属・職・氏名を明記してください。
12	実施要領 4. 審査に係る手続等 (3)提案書等 イ 提案書等の提出書類	提案書（様式7）はA3版での作成でよいか。	実施要領「4.審査にかかる手続等（6）審査（プレゼンテーションとヒアリング）カその他」に記載しているとおり、原則A4サイズとし、判読困難となる場合はA3サイズとします。
13	実施要領 4. 審査に係る手続等 (3)提案書等 イ 提案書等の提出書類	担当者実績調書（様式5-2）の担当者実績及び応募者の業務実績調書（様式6）の応募者の実績については、「業務実績は、H28年度から令和7年度までに、PFI事業に係る民間活力の導入可能性調査業務又はPFI事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務を受注し、完了したもの」とされています。 これについては、必ずしもPFI法上のPFI事業には限定されず、同等の効果のある事業手法（DBO等）を検討したり、当該手法で民間事業者等の選定等を実施した場合も対象となるでしょうか。	提出された内容で判断いたします。
14	実施要領 4. 審査に係る手続等 (3)提案書等 イ 提案書等の提出書類	「※仕様書は業務内容説明書に追記すること」とあるが、この業務内容説明書とは、県から公表されている「豊予海峡ルートに係る官民連携手法検討調査業務委託」仕様書を指しているという理解でよいか。	左記のとおりです。
15	実施要領 4. 審査に係る手続等 (3)提案書等 ウ 提案書等の提出方法	様式7のPDF形式データを記録した電子媒体（CD又はDVD）も提出とあるが、紙媒体と電子媒体の両方を提出するののか。	左記のとおりです。
16	実施要領 4. 審査に係る手続等 (6)審査（プレゼンテーションとヒアリング） カ その他	プレゼンテーションで用いた資料は提出するとあるが、提案書とプレゼンテーションで使用する資料は同一なの。それとも提案書とは別途に作成するののか。	提案書とプレゼンテーションで使用する資料は同一です。
17	実施要領 4. 審査に係る手続等 (3) 提案書等 イ 提案書等の提出書類	仕様書 5. その他（1）閲覧資料に記載のある過年度成果について、応募検討ならびに提案書作成に向けて閲覧を希望する。閲覧方法はどのようか。	上記質問1の回答のとおりです。
18	提案審査基準表	本件業務と同種又は類似の業務実績とあるが、 同種：公共土木施設に関するPFI導入可能性調査またはアドバイザー業務 類似：上記を除くPFI導入可能性調査またはアドバイザー業務 ということよいか。	左記のとおりです。
19	提案審査基準表	公共土木施設に関する実績とあるが、公共土木施設の検討業務や設計業務も同種又は類似の実績となるか。	PFI導入可能性調査またはアドバイザー業務に関するもので評価します。

質問回答（豊予海峡ルートに係る官民連携手法検討調査業務委託）

20	提案審査基準表	業務責任者に求められる業務実績については、 同種：公共土木施設に関するPFI導入可能性調査またはアドバイザー業務 類似：上記を除くPFI導入可能性調査またはアドバイザー業務 ということによろしいでしょうか。同種と類似の定義をご教示ください。	左記のとおりです。
21	仕様書	プロポーザルにおける提案及び業務の実施において、大分県が整備及び管理を行う前提でPPPを活用するという理解でよいか。	P F I方式等の多様な官民連携手法を活用した有料道路事業スキームの可能性について検討するものであり、事業主体及び管理者は未定です。
22	実施要領 2. 事業者選定の概要 (3) 選定方式 4. 審査に係る手続き (3) 提案書等	イ 提案書等の提出書類では、実施体制（様式5-1）及び担当者実績調書（様式5-2）、応募者の業務実績調書（様式6）と記載しているが、選定方法には、「参加表明書等を提出したものが多数の場合は、審査基準表イ・ウ・エ・オの項目にて選定することとしている。参加表明書の提出時にも様式5-1、5-2、6を提出するのか。また、参加表明書提出時に提出する場合、提案書提出時には様式5-1、5-2、6は必要か。	実施要領に記載のとおり、様式5-1、5-2、6は、提案書等提出時とします。また参加表明が3者を超えた場合でも、提案書とともに提出いただく書類の審査を行います。
23	様式2-1 参加表明書、 様式4 誓約書	参加表明書及び誓約書には社印の押印は必要か。	参加表明書及び誓約書の押印は不要です。
24	様式5-1 実施体制	本業務を受託後、実施体制に記載した担当者以外を追加することは可能か。	責任者の変更及び担当者の増減は原則不可とします。
25	実施要領 4 審査に係る手続き等 (3) 提案書等 ウ 提案書等の提出方法 (6) 審査（プレゼンテーションとヒアリング） カその他	提案書等の提出時にCD 又はDVDも持参することになっている。また、プレゼンテーション時にも提案書を保存したCD又はDVDを持参することと記載されているが、提案書提出時とプレゼンテーション提出時にCD又はDVDを持参するということか。	左記のとおりです。
26	実施要領 4 審査に係る手続き等 (3) 提案書等 イ 提案書等の提出書類	「イ 提案書等の提出書類」の「仕様書（自由様式）」及び「※仕様書は業務内容説明書に追記すること」について、公示されている『「豊予海峡ルートに係る官民連携手法検討調査業務委託」仕様書』に提案内容を踏まえた追記をするものという理解でよいか。	左記のとおりです。
27	実施要領 5. 委託する業務内容等 (2) 業務の内容等	「仕様書」の「3. 業務内容（1）ア）前提条件の整理」について、本業務に必要な前提条件は閲覧資料に全て記載されているのか。現時点で検討・整理されている項目について教えてほしい。	技術提案書の作成にあたり、『「豊予海峡ルートに係る官民連携手法検討調査業務委託」仕様書』の「5.その他」に記載の既存資料について閲覧を行うことができますので必要に応じて確認ください。閲覧方法は上記質問1の回答のとおりです。